東北町民体育館使用料

1 第1条の目的による東北町民の内、中学生以下の使用については無料とする。ただし、騨法設備、照明設備及び放送設備等の使用料は除く。

2 使用者の使用料

【町内】

		時 間 午 前		午 後		夜間		全 日		個	人 使 用	
室名			9:00~	12:00	13:00~	17:00	17:00~	21:00	9:00~	21:00		人 使 用
アリーナ	半面	高校生以下		1,320円		1,980円		2,640円		5,940円		
		一般・大学生		1,980円		2,640円		3,300円		7,920円		
フィットネスルーム		高校生以下		660円		990円		1,320円		2,970円		
		一般・大学生		990円		1,320円		1,650円		3,960円		
多目的室1		高校生以下		660円		990円		1,320円		2,970円		
		一般・大学生		990円		1,320円		1,650円		3,960円		高校生以下
多目的室2		高校生以下		660円		990円		1,320円		2,970円		60円
		一般・大学生		990円		1,320円		1,650円		3,960円	_	-般・大学生
多目的室3	夕 D 奶 中 2			660円		990円		1,320円		2,970円		110円
多日的至3		一般・大学生		990円		1,320円		1,650円		3,960円		110/3
		高校生以下		660円		990円		1,320円		2,970円		
卓球室兼観覧席		一般・大学生		990円		1,320円		1,650円		3,960円		
		(1) 入場料を徴収する場合は、上記の2倍の金額										
3 体育以外に使用・	する場合の使用	(2) 営利を目的とした場合は、各部屋等基本使用料の4倍とする										
		(3) 入場料を徴収し	,ない場合は、諸設値	備の加算額のみ								

【町外】

室名		時間	午 前		午後		夜間		全 日		個	,	使用
			9:00~	12:00	13:00~	17:00	17:00~	21:00	9:00~	21:00	101	人	使 用
アリーナ	半面	高校生以下		1,980円		2,970円		3,960円		8,910円			
		一般・大学生		2,970円		3,960円		4,950円		11,880円			
フィットネスルーム		高校生以下		990円		1,485円		1,980円		4,455円			
		一般・大学生		1,485円		1,980円		2,475円		5,940円			
多目的室1	クロか ウ1			990円		1,485円		1,980円		4,455円			
多日的至1		一般・大学生		1,485円		1,980円		2,475円		5,940円		ī	S校生以下
多目的室2		高校生以下		990円		1,485円		1,980円		4,455円			90円
多百的至2	夕日 日 1 至 2			1,485円		1,980円		2,475円		5,940円		— 角	设・大学生
多目的室3	夕 口的宁?			990円		1,485円		1,980円		4,455円			170円
多日的至3		一般・大学生		1,485円		1,980円		2,475円		5,940円			
卓球室兼観覧席		高校生以下		990円		1,485円		1,980円		4,455円			
早场至米既見师		一般・大学生		1,485円		1,980円		2,475円		5,940円			
		(1) 入場料を徴収する場合は、上記の2倍の金額											
3 体育以外に使用す	する場合の使用	(2) 営利を目的とした場合は、各部屋等基本使用料の4倍とする											
		(3) 入場料を徴収し	ない場合は、諸設値	帯の加算額のみ									

4 諸設備を使用する場合は、下記の金額を加算する。

	区分	金額	区分	金額
	1 照明	1時間当り1,430円	3 放送設備 1	1時間当り1,100円
4	2 電光掲示板	1時間当り 550円	4 舞台照明施設	1時間当り 550円

備考

- (1) 個人使用の場合の照明使用料は無料とする。
- (2) 照明使用料は、アリーナで全灯の2分の1を使用する場合は、使用料のそれぞれ2分の1の額とする。また、使用形態に応じて減額することができる。
- (3) 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- (4) 使用時間は30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は1時間とする。
- (5) これらの表中、入場料、観覧料、会費等名称のいかんを問わず、営利及び営業の宣伝などの目的を持って体育施設において行われる競技、催物等観覧し、 又はこれらに参加するなどの対価として体育施設に入場するものから徴収するものをいう。
- (6) 営利及び営業の宣伝などの目的をもって催物に使用する場合は、徴収する場合の規定を適用する。
- (7) 使用者が入場料を徴収しない場合でも、次の各号に該当する場合は使用料を徴収する。
 - ア 会員制等により会費を徴収している場合
 - イ 営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合
- (8) 冷暖房使用料は、各部屋料金の100分の50に相当する額とする。
- (9) 暖房期間は11月から翌年4月末までとする。
- (10) 町外利用者は、5割増とする。